

別添

規 則 等 の 名 称	徳島県農業次世代人材投資資金交付規則の一部を改正する規則
根 拠 法 令	—
趣 旨	農業者となることを志向する者の就農準備を支援し、農業への人材の一層の呼び込みと定着を図るため、所要の改正を行う必要がある。
概 要	一 題名を「徳島県就農準備資金交付規則」に改めることとした。 二 就農準備資金の交付を中止する場合として、受給者が研修を中止した場合等を追加することとした。 三 就農準備資金の対象期間終了後引き続き継続研修を行う場合の手続等を定めることとした。 四 研修終了後に知事に報告しなければならない場合として、就農を中断する場合等を追加することとした。 五 その他所要の改正を行うこととした。 六 この規則は、公布の日から施行することとした。
施 行 日	公布の日（令和４年９月６日）
県民意見等を募集しなかった理由	予算の定めるところにより金銭の給付決定を行うために必要となる当該金銭の額の算定の基礎となるべき金額及び率並びに算定方法その他の事項を定める規則等である。
そ の 他 参 考 事 項	